

6次産業化に取り組む皆様へ！

平成30年度6次産業化支援対策の 予算の概要



意欲ある農林漁業者等の皆様が主体となって6次産業化に取り組めるよう、多様な支援メニューを準備しています。

平成30年4月
食料産業局産業連携課
農林水産省

農林漁業の6次産業化とは・・・

農林漁業の6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農林水産物やバイオマスといった農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組であり、農山漁村の所得の向上、雇用の確保を図る上で重要です。

具体的には、農林漁業者等が主体となって、自ら生産した農林水産物等を活用した新商品を開発する取組や、既存の販売ルートではなく、直接消費者に販売するなどにより新たな販路を開拓していく取組などです。

目 次

6次産業化支援対策等の概要	p 1
食料産業・6次産業化交付金	p 2
6次産業化サポート事業	p 6
農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の支援	p 9
六次産業化・地産地消法の認定事業者等に対する融資の特例	p 11

農林漁業者等が主体となって、食品事業者等多様な事業者とネットワークを構築して実施する**加工適性のある作物の導入**、**新商品開発**、**販路開拓**、**加工・販売施設等の整備**等を支援します。

また、市町村戦略に沿って、地域資源を活用した新商品の開発等を進める**地域ぐるみの6次産業化の取組**を支援します。

生産基盤の確立

加工適性のある作物を導入したい。



加工適性のある作物の導入

・新商品開発に向けて、**加工適性のある作物を導入**する際の**技術講習会受講**や**試験栽培の実施**などの取組を支援します。

[交付率: 1 / 3 以内。市町村戦略に基づく取組は 1 / 2 以内。]



現地で栽培技術に関する指導

新商品の開発

新商品開発に取り組みたい。



・新商品の開発に必要な**試作**や**パッケージデザイン**の開発、**成分分析検査**、**新商品を開発するための加工機械等のリース**などの取組を支援します。

[交付率: 1 / 3 以内。市町村戦略に基づく取組は 1 / 2 以内。]



(地域の希少品種小麦を活用したパンの新商品開発)

地域ぐるみの取組

・直売所の売上げの向上に向け、**インバウンド等需要向けの新商品の開発**、**消費者評価会の開催**、**直売所と観光事業者等とのツアー等の企画**、**集出荷システムの構築**などの取組を支援します。

・学校・病院・福祉施設等において提供される給食に地場産農林水産物等を利用した**新たなメニュー・加工品の開発**や**学校給食における新メニューの導入実証**などの取組を支援します。

・市町村区域の食品事業者、介護関係者等が連携して地場産農林水産物等を活用した**スマイルケア食(新しい介護食品)**の開発や**配食サービスの実証**などの取組を支援します。

6次産業化の準備・着手

注)「新商品」とは、商品そのものが新しい
原料が新しい
製法が新しい
のいずれかを満たせば該当します。

販路開拓

販路開拓に取り組みたい。



・新商品の消費者評価を行うために必要な**試食会等評価会の開催**、**商談会等への出展**などの取組を支援します。

[交付率: 1 / 3 以内。市町村戦略に基づく取組は 1 / 2 以内。]



施設の整備

事業を本格的に展開したいので、加工施設等の整備や資金の調達をしたい。



・6次産業化等の事業展開に必要な農林水産物の**加工・販売施設等の整備**を支援します。

[交付率: 3 / 10 以内(中山間地(農業)は 1 / 2 以内)。
(市町村戦略に基づく取組は 1 / 2 以内)。]



・農林漁業者等が主体となって、**流通・加工業者等と連携して行う6次産業化の事業活動**に対して**出資等**により支援します。

(農林漁業成長産業化ファンド)

事業の発展段階に応じて、6次産業化プランナーを派遣

(6次産業化サポート事業)

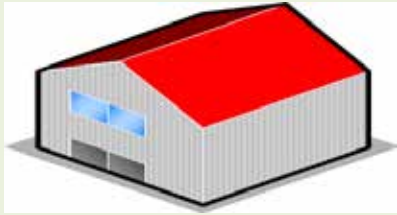


事業展開

加工・販売施設等の整備の支援

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、制度資金等の融資を活用して行う取組が対象です。

支援対象施設等の例



(加工施設)



(加工機械)



(農産物直売所)

6次産業化の取組に必要な生産施設(ハウス、収穫機等の農業用機械・施設、育苗施設、養殖施設等)の整備も支援対象となります。

交付金の算定方法

交付率：3 / 10以内(中山間地(農業)、市町村戦略に基づく取組は1 / 2以内)

交付金上限額：1億円

交付金額については以下 ~ の一番低い額の範囲内とします。

事業費 × 交付率

融資額

事業費 - 融資額 - 地方公共団体等による助成額

「算定例：交付率3 / 10以内の場合」

1億円の加工施設を、5,000万円の融資、1,000万円の地方公共団体等からの助成を受けて整備する場合、

が3,000万円(1億円(事業費) × 3 / 10)

が5,000万円(融資額)

が4,000万円(1億円(事業費) - 5,000万円(融資額) - 1,000万円(助成額))

となりますので、一番低い額の3,000万円が交付金の額となります。

6次産業化サポート事業

【753（379）百万円】

対策のポイント

6次産業化の取組拡大に向け、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備、6次産業化の取組を全国的に展開していくために、6次産業化の優良事例の収集、情報提供等を支援します。

<背景/課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化の取組を全国的に推進することが必要です。
- ・このため、6次産業化の取組拡大に向け、6次産業化に取り組む農林漁業者等をきめ細かくサポートできる人材の選定・派遣、6次産業化の取組を全国的に展開して行くために優良事例の収集、情報提供を行う取組の支援等を行います。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(5.5兆円(平成27年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(2.1兆円(平成27年度)→3.2兆円(平成32年度))

<主な内容>

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、以下の取組を実施します。

1. 関係機関との連携を確保したサポート機関事業 **524（一）百万円**
都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、関係機関と連携の下で行う6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備します。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県）

2. 広域で6次産業化に取り組む事業者向けの支援 **144（159）百万円**
広域で6次産業化等に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するとともに、専門性の高いアドバイスを行うため、6次産業化中央サポートセンターによる6次産業化プランナーの選定・派遣について支援します。

3. 6次産業化事例収集・情報発信事業 **21（一）百万円**
6次産業化の取組を全国的に展開していくために、6次産業化の優良事例の収集、発表会の開催及び関係者に対してメールマガジン、情報誌の発行等による情報提供等を支援します。

4. 6次産業化・新産業の創出促進 **25（50）百万円**
農林漁業者等と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施について支援します。

5. 外食・中食等における国産食材活用促進

40(80)百万円

外食・中食事業者と農林漁業者等とのマッチングや地場産食材に関する情報共有体制の整備等により、外食・中食産業における地場産食材の活用促進等に資する取組を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

〔 お問い合わせ先：
1～3の事業 食料産業局産業連携課 (03-6744-2063)
4の事業 " 産業連携課 (03-6744-7181)
5の事業 " 食文化・市場開拓課 (03-6744-7177) 〕

6次産業化サポート事業

【平成30年度予算額 753(379)百万円】

6次産業化の取組拡大に向け、農林漁業者等にアドバイスを行う6次産業化プランナーの派遣等を支援します。

1. 6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する個別相談支援

6次産業化に取り組む農林漁業者等の相談窓口として、6次産業化サポートセンターの設置を支援します。

6次産業化サポートセンターには、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営の発展段階に即した様々な課題に対応するための6次産業化プランナーを登録し支援を行っています。

(1) 地域で6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援

地域における農林漁業者等への6次産業化の相談窓口として、**都道府県段階の関係機関と連携した「6次産業化サポートセンター」**の設置を支援します。



(2) 広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援

都道府県域を超えるなど広域で事業を展開される方や、専門分野に関するアドバイスが必要な方に対する、「6次産業化中央サポートセンター」からの**6次産業化プランナーの派遣**について支援します。

(個別相談例)

- ・新商品開発、新たな販路の開拓、ブランド化、輸出対応や各種支援措置等に関するアドバイスを行います。
- ・経営分析、加工段階でのHACCP導入等に関するアドバイスを行います。

2. 6次産業化の優良事例の収集・表彰、情報発信

6次産業化の取組を全国的に展開していくために、各地域のモデルとなる**6次産業化の優良事例の収集、発表会の開催及び情報提供等**を支援します。

3. 事業化可能性調査

農林漁業者等と異業種の連携により開発される新商品や新たなサービスについて**市場調査等を実施し、事業化可能性の整理・分析**を支援します。

研究



支援

事業化

研究段階を終えた後の事業化の前段階を支援

4. 外食・中食事業者等における国産食材の活用促進

外食・中食事業者等が、付加価値向上等に向け、地域の食文化を背景とした地場産食材の活用を促進できるよう、**外食・中食事業者等と農林漁業者等とが、互いに必要な情報を共有できる体制の整備や、新たな商流の構築につながる場を設ける取組**を支援します。

- ・外食・中食事業者のニーズ、ブランド野菜・畜産物やジビエ等の地場産食材に関する情報の収集・発信
- ・外食・中食事業者による産地視察や農林漁業者等とのマッチング



農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の支援（財投資金）

対策のポイント

農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動や、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画等の認定を受けた農業生産関連事業者等に対し、出資等による支援を実施します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化の取組を推進することが必要です。
- ・また、農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要です。
- ・このため、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じて、農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動や、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画等の認定を受けた農業生産関連事業者等に対し、出資等による支援を実施します。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(5.5兆円(平成27年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(2.1兆円(平成27年度)→3.2兆円(平成32年度))
- 農業生産関連事業者等の事業再編等による良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化

<主な内容>

出融資枠 125億円

(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じ、農林漁業者等の6次産業化の取組に対して、資本の提供等を行うとともに、6次産業化に取り組む農林漁業者等の販路開拓等を支援する事業者(支援事業者)への出資を行います。

また、上記に加え、農業生産関連事業者等の生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革に向けた取組に対して、資本の提供等を行います。

[事業実施主体：株式会社農林漁業成長産業化支援機構]

[お問い合わせ先：食料産業局産業連携課 (03-6744-2076)]

農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の支援

【出融資枠125億円】

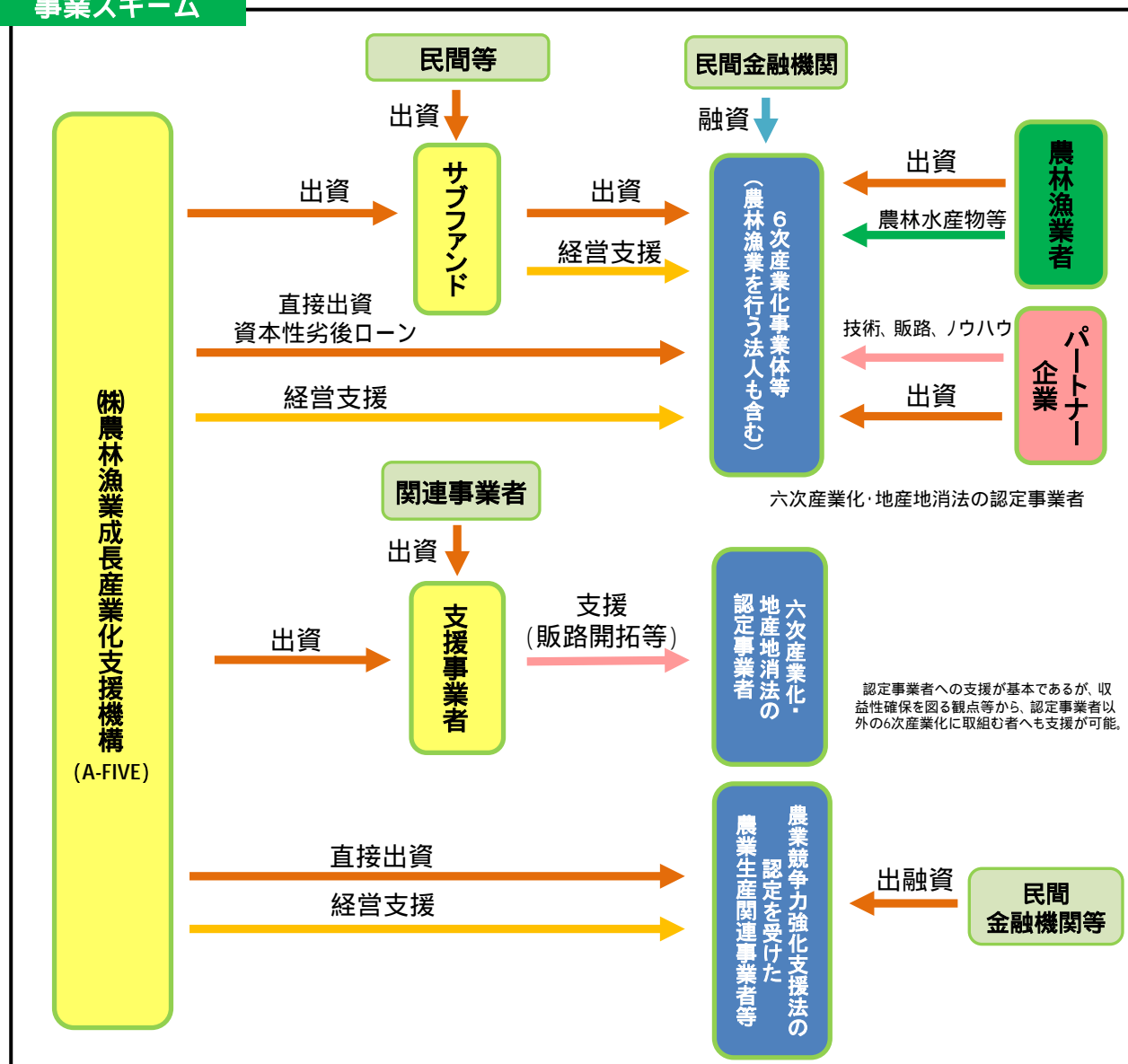
農林漁業者等や製造事業者等の皆様が、6次産業化に取り組みやすくするため、**ファンドによる出資等の支援**を用意しています。

また、出資を受けた事業体は、民間金融機関等からの借入がしやすくなる、**資本金劣後ローン**の利用が可能です。

六次産業化・地産地消費に基づく事業計画を作成し、国の認定を受けた事業者が支援の対象です。出資にあたっては、同計画の認定とともに、ファンドによる事業計画・資金計画等の審査が必要です。

これに加えて、**農業生産関連事業者等の生産資材価格の引下げ**や、**農産物の流通・加工構造の改革**に向けた取組に対して、**出資等による支援**を行います。

事業スキーム



ファンドの出資等に関しては、全国各地にあるサブファンドにお問い合わせ下さい。

サブファンドの連絡先は、<http://www.a-five-j.co.jp>を御覧下さい。

もしくは、各種検索エンジンで「A-FIVE」と検索して下さい。

10

A-FIVE

検索

六次産業化・地産地消法の認定事業者等に対する融資の特例

六次産業化・地産地消法による認定を受けて総合化事業に取り組む農林漁業者等及び促進事業者、農商工等連携促進法による認定を受けて農商工等連携促進事業に取り組む方は、以下の資金について特例措置を受けることができます。

加工施設を整備して、農産物の加工などに取り組みたいが、いい融資はないかなあ…。



総合化事業計画の認定を受けた認定事業者等の方々は、農業改良資金等で償還期間の延長等の特例措置を受けられます。

資金名：農業改良資金

金利：無利子

償還期限：通常10年以内が特例で12年以内に延長。

据置期間：通常3年以内が特例で5年以内に延長。

限度額：個人 5,000万円

限度額：法人・団体 1億5,000万円

お問い合わせ先：(株)日本政策金融公庫、農協等



資金名：林業・木材産業改善資金

金利：無利子

償還期間：通常10年以内が特例で12年以内に延長。

据置期間：通常3年以内が特例で5年以内に延長。

限度額：【林業】個人 1,500万円、会社 3,000万円

限度額：【林業】団体 5,000万円

限度額：【木材産業】1億円

お問い合わせ先：都道府県



資金名：沿岸漁業改善資金

金利：無利子

償還期間：通常の貸付けより1年又は2年延長。

据置期間：通常の貸付けより1年又は2年延長。

限度額：貸付内容により、限度額が異なります。

お問い合わせ先：都道府県、漁協



六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定について

農林漁業者等の皆様が6次産業化に取り組む計画(総合化事業計画(5年以内))を作成した場合、農林水産大臣の認定を受けることができます。

総合化事業とは、農林漁業者等が、農林漁業に加え、以下のいずれかに該当する事業を行うものです。

- ・ 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
- ・ 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方法の改善
- ・ これらを行うために必要な生産の方式の改善

認定要件

次の2つが満たされることが必要です。

- ・ 総合化事業に係る種類の農林水産物等及びこれを原材料とする新商品の売上高の合計が5年間で5%以上増加すること
- ・ 農林漁業及び農林水産物等の加工又は販売の事業の全体について、所得が開始時点から終了時点までの間に向上し、終了時は黒字となること



総合化事業計画の認定は、地方農政局等で毎月実施しています。お近くの地方農政局等まで御相談下さい。

自ら新商品を開発・販売して売上を向上！
総合化事業計画の認定を受けて支援策を活用！



農商工等連携事業計画の認定について

農林漁業者等の皆様が中小企業者と農商工連携に取り組む計画(農商工等連携事業計画(5年以内))を作成した場合、農林水産大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができます。

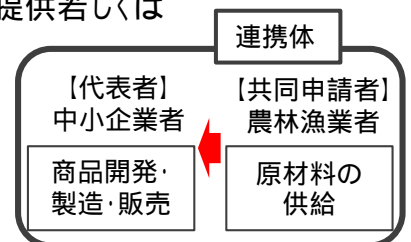
農商工等連携事業とは、以下の基準に該当するものです。

- ・ 農林漁業者等と中小企業者とが有機的に連携して実施する事業であること
- ・ それぞれの経営資源を有効に活用したものであること
- ・ 新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うものであること

認定要件

次の2つの指標が5年間で5%以上増加することが必要です。

- ・ 付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計)
- ・ 売上高(中小企業者については総売上高、農林漁業者については認定計画における農林水産物の売上高)



中小企業者と連携した新商品の開発・販売で売上を向上！
農商工等連携事業計画の認定を受けて支援策を活用！

農商工等連携事業計画の認定は、地方農政局等及び経済産業局で年間6回行っています。お近くの地方農政局等及び経済産業局まで御相談下さい。



6次産業化の推進に関する相談窓口

北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課	〒064-8518 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル 電話番号：011-330-8810	〔担当都道府県〕 北海道
東北農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎 電話番号：022-221-6402	〔担当都道府県〕 青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話番号：048-740-5341	〔担当都道府県〕 茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
北陸農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎 電話番号：076-232-4233	〔担当都道府県〕 新潟県、富山県、 石川県、福井県
東海農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2 農林総合庁舎1号館 電話番号：052-223-4619	〔担当都道府県〕 岐阜県、愛知県、 三重県
近畿農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町 下る丁子風呂町 電話番号：075-414-9101	〔担当都道府県〕 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4-1 岡山第2合同庁舎 電話番号：086-224-9415	〔担当都道府県〕 鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎 電話番号：096-211-9319	〔担当都道府県〕 福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話番号：098-866-1673	〔担当都道府県〕 沖縄県

また、県域拠点においても相談を受け付けておりますので、併せてご活用ください。

本省のお問い合わせ先：食料産業局産業連携課（電話番号：03-6738-6473）

6次産業化に関するホームページ

【<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>】をご覧ください。

もしくは各種検索エンジンで「6次産業化」と検索してください。

6次産業化

検索